

厚木基署発0226第1号
令和3年2月26日

関係団体の長 殿

厚木労働基準監督署長



職場における新型コロナウイルス感染症への
感染予防及び健康管理について（要請）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から、労働基準行政の推進につきまして、ご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和3年2月2日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言の延長が決定され、神奈川県については、同年3月7日まで緊急事態措置の実施期間が延長されております。

また、これに伴って改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、「職場への出勤等」の項目において、従来の取組に加え、「感染防止のための取組等を働きかけるため、特に留意すべき事項を提示し、事業者自らが当該事項の遵守状況を確認するよう促す。」などの事項が新たに示されたところです。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止にあたり、事業場において特に留意すべき事項となる「取組の5つのポイント」について、あらゆる機会を捉え、管内の事業場に対して取組状況の確認を働きかけるとともに、神奈川労働局ほか各労働局に「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」を新たに設置し、事業主や労働者の皆様からの相談等への対応に万全を期すこととしております。

つきましては、貴団体の関係事業場に対し、「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」（神奈川労働局 労働基準部 健康課・電話045-211-7353・受付時間 平日8時30分から17時15分）の設置について周知いただくとともに、別添リーフレット「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！」及び「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を周知いただき、各事業場において、当該リーフレットを活用した職場における新型コロナウイルス感染防止対策の徹底が図られるよう、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。